契約実績に応じて手数料をお支払いします！！

北海道中小企業団体中央会
『共済制度』普及促進制度のお知らせ!!

中央会が実施する共済制度（『業務災害補償』及び『ビジネス総合保険』）の普及促進のため、本会と普及促進に関する覚書を取り交わし、組合員等に対する共済制度の紹介及び加入の勧誘を行っていただいた結果、覚書を取り交わした日以降に新規契約が成立した場合、毎年契約保険料に応じて手数料をお支払いいたします。

この共済制度は一般に加入するよりも割安ですので是非この機会に組合員等の皆様へご紹介ください。

補償内容などの詳しいご説明は右下記載の４社の保険会社からいたしますのでご希望の保険会社をご紹介いたします。

手数料の支払方法や覚書の取り交わしについては中央会共済担当へお問い合わせください。

『業務災害補償』『ビジネス総合保険制度』

北海道中小企業団体中央会の会員組合等に所属する組合員や会員が加入することができます。

事業活動に伴う労災リスクから皆様をお守りする『業務災害補償』、事業活動を取り巻く様々なリスクから皆様をお守りする『ビジネス総合保険』で経営上のリスクを包括的にカバーします。

企業経営上のリスク

- 賠償責任のリスク（事業者側の「使用者賠償責任」）
- 事業休業のリスク
- 労災訴訟のリスク
- 労務災害のリスク（死亡・後遺障害、入院、通院）
- 財物損害のリスク

業務災害補償の特徴

◆全国の都道府県中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
◆労災賠償に備える
　政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能（政府労災保険への加入が必要）
　（使用者賠償責任保険は給付決定後の支払になります。）
◆保険料は売上高と業種で算出
◆保険料は全額損金算入可能

ビジネス総合保険の特徴

◆全国の都道府県中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
◆事業者を取り巻く様々なリスク（ＰＬ、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等）に対する補償の漏れ、ダブりを解消し、リスクを総合的に補償します。
◆事業休業補償により災害にあった際の事業継続のための資金も確保できます。

連携の絆を深め、輝く明日へ
北海道中小企業団体中央会
Hokkaido Federation of Small Business Associations

◎　詳しい内容は保険会社がご説明します。

お問合せは
共済担当　尾　﨑
☎　011-231-1919　fax　011-271-1109

《引受保険会社》
◆三井住友海上火災保険株式会社
◆東京海上日動火災保険株式会社
◆あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
◆共栄火災海上保険株式会社（業務災害補償のみ）

※　共済制度は他に損害保険ジャパン日本興亜株式会社、が取扱っていますが、普及促進制度が適用されるのは上記の４社です。

お問い合わせ用様式は裏面へ ⬇

（お問合せ用様式（fax送信用））

令和　　年　　月　　日

北海道中小企業団体中央会　共済制度担当　行

ＦＡＸ　０１１－２７１－１１０９

北海道中小企業団体中央会『共済制度（業務災害補償及びビジネス総合保険）』の普及促進制度の詳細を知りたいので下記へ連絡ください。

会　員　名				
代表者役職			代表者氏名	
事務所住所	〒			
担当者役職・氏名				
電 話 番 号				

※　本会担当からご連絡いたします。

※　補償内容の説明は保険会社からいたします。

（その他連絡事項がございましたらご記入ください。）

《担当》
北海道中小企業団体中央会　連携支援部　担当　尾　﨑
☏　０１１－２３１－１９１９　・　fax　０１１－２７１－１１０９